

漁港海岸事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 3,649 (3,649) 百万円】
【令和4年度補正予算額 1,500 百万円】

<対策のポイント>

- 海岸法に基づき、国土の保全を目的として、高潮、津波、波浪及び侵食による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を推進します。
- 社会資本整備重点計画(R3年5月閣議決定)や5か年加速化対策(R2年12月閣議決定)を踏まえ、津波・高潮対策等を重点的に推進します。

<事業目標>

- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の整備率 (64% [令和7年度まで])
- 大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 (59% [令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

我が国は台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化しています。このため、以下の取り組みにより、海岸保全施設の整備を推進します。

1. 漁港海岸事業 (高潮・侵食対策)

国土保全上特に重要な地域を対象に、高潮、津波、波浪及び侵食による浸水災害を未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良を実施します。

2. 海岸保全施設整備連携事業

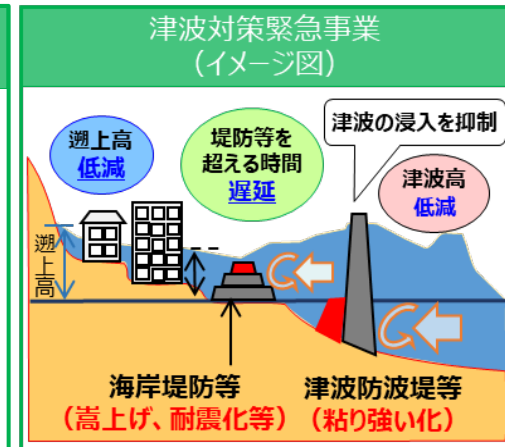
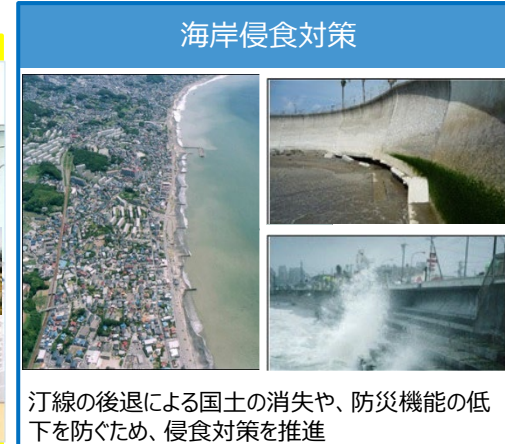
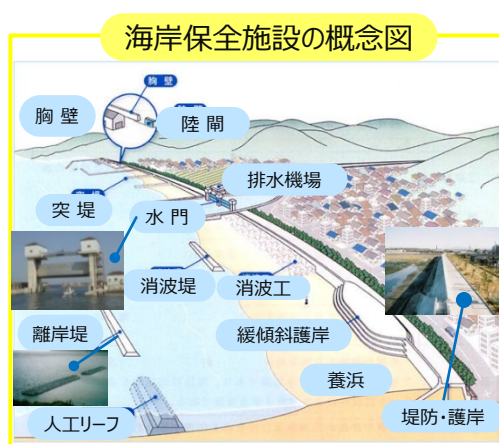
大規模地震や高潮のリスクが高い地域又は、水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業との連携等により、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を実施します。

3. 海岸メンテナンス事業

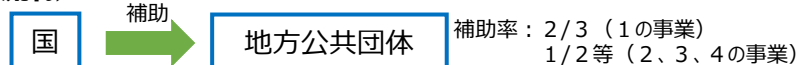
予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的かつ集中的に実施するとともに、現場ニーズに合った新技術等の活用による維持管理・更新等の高度化・効率化を進めます。

4. 津波対策緊急事業

津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を実施します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 77,390 (78,398) 百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量（20.7億m³ [令和5年度まで]）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

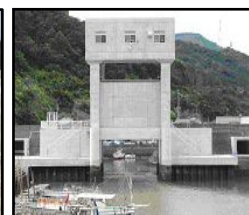


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



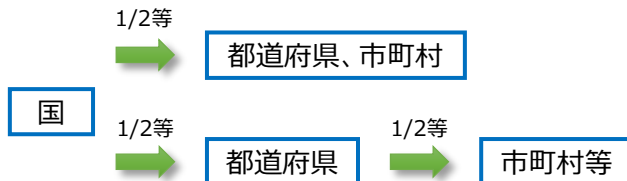
津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（農業農村分野）農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
（森林分野）林野庁計画課（03-3501-3842）
（水産分野）水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

漁港関係災害復旧等事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 1,160 (1,154) 百万円】
【令和4年度補正予算額 2,886百万円】

<対策のポイント>

台風、地震等により被災した漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<事業目標>

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

1,077 (1,134) 百万円

○ 台風、地震等により被災した漁港や海岸等の災害復旧を実施します。

【事業主体】 国、都道府県、市町村等

【国費率（基本）】 事業費の10/10、4/5、2/3、6.5/10

2. 漁港、海岸等の災害関連事業

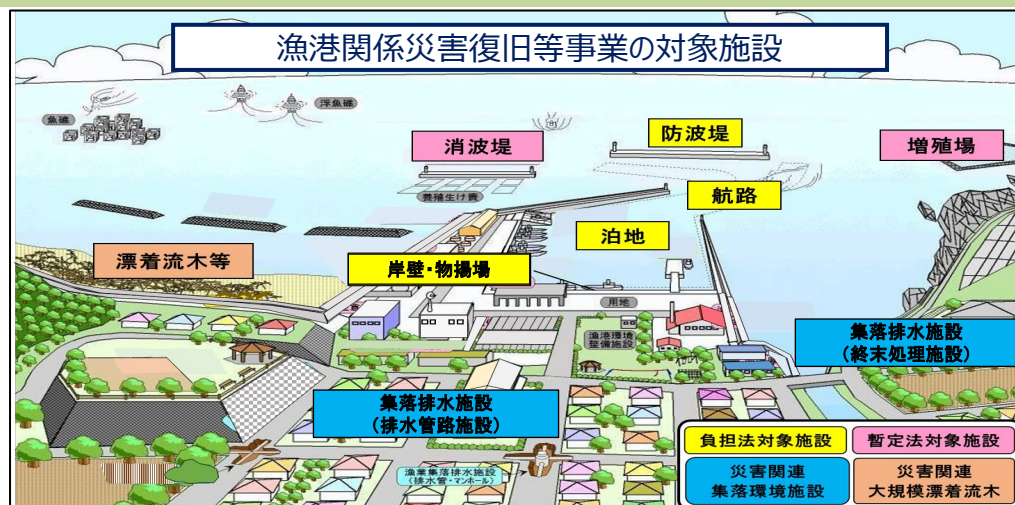
83 (20) 百万円

○ 漁港や海岸等の災害復旧事業と併せて再度災害の防止のため、構造物の強化を実施します。

また、海岸に漂着した流木等の緊急的な処理等を行う災害関連事業を実施します。

【事業主体】 都道府県、市町村等

【国費率（基本）】 事業費の5/10



1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

防波堤の損壊（令和4年台風第11号）



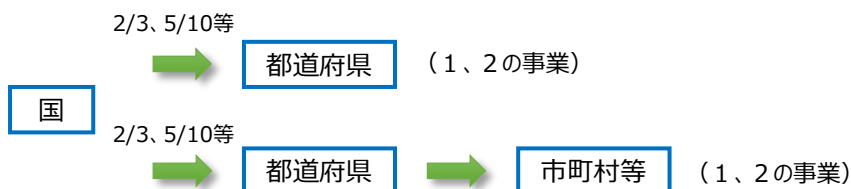
2. 漁港、海岸等の災害関連事業

海岸漂着流木（令和4年8月の大雨）



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

<事業の流れ>



※ この他、一部を直轄でも実施

災害復旧事業査定設計委託費等補助金（拡充）

- 近年、災害が頻発化し従来被災が少なかった地域においても局地的に災害が発生するとともに、災害対応を担う地方公共団体の技術系職員は全国的に減少。
- このため、地方公共団体の災害対応に係る負担軽減が図られるよう、査定設計書の作成に関する委託費等への補助を激甚災害や高度な技術を要する箇所以外にも拡充。

事業概要

災害復旧工事を促進するため、災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費等について、予算の範囲内において補助する。

【補助対象】

【補助率】 国 1 / 2 以内

<現行>

- 激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業

下記のいずれかに該当すること。

- ① 暫定法による国庫補助の増嵩を受ける事業主体
- ② 事業主体ごとの農林水産施設又は公共土木施設の災害復旧事業費の総額が 3,000万円以上*となる災害復旧事業

*公共土木施設の場合、都道府県にあっては45億円、市町村にあっては3,000万円

- 水産庁長官が特に適当と認める災害復旧事業

・高度な技術を要する箇所

（設計等が高度で複雑な施設に係る箇所、施設の位置若しくは法線の変更を伴う箇所又は一定災に係る箇所、特殊な工法を実施する箇所、大水深（-10メートル以深）に係る箇所）

【補助対象経費】

災害発生

初動対応

- ・ 被害状況の把握
- ・ 被害額の調査報告
- ・ 査定前着工の実施

災害査定

- ・ 調査、測量、試験又は設計
- ・ 査定設計書作成

補助対象

災害復旧工事の実施

〔事業主体ごとの査定設計委託費等補助金の下限〕

農林水産施設：都道府県1,200万円、市町村等120万円以上

公共土木施設：都道府県1,500万円、市町村150万円以上

<拡充>（水産庁長官が特に適当と認める災害復旧事業に追加）

・過去5か年平均*の被災箇所数を超える地方公共団体の区域において実施する箇所。
* 激甚災害を除く

ただし、3以上の地方公共団体において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの）を締結している市町村の区域に限る。

→ 災害対策基本法に示される地方公共団体間の相互応援を促進